



# 教皇様の敵

Libreria Editrice Vaticana, Città del Vaticanoの転載許可済 © 1995 発行所 財団法人精道教育促進協会 〒659 兵庫県芦屋市船戸町12-6 TEL 0797-31-3452・FAX 0797-31-3448

## Evangelium Vitae

### ヨハネ・パウロ2世教皇、新しい生命の文明を築くための総動員を呼びかける

#### 回勅「生命の福音」Q&A式要約

(一) 内の番号は回勅の参照箇所です。

この回勅の目的は何ですか。

前世紀の末、当時あった種々の乱用について沈黙することができなかつた教会は(労働問題に関するレオ13世の回勅「レールム・ノヴァールム」のこ)と、過去の社会的な不正義が残念ながら克服されていないだけでなく、かえって世界のあらゆる所でひどい不正義と圧迫が増している今日、なおさら口を閉ざしているわけにはいきません。(…)今回の回勅は、人間生命の値打ちとその侵すことのできない性格を断固として明確に確認すると同時に、全ての

人々、一人ひとりに、神の御名において緊急の呼びかけをするためです。(5)

#### 最も弱い者への圧迫

現在、生命を脅かすものの中で最も恐ろしいのは何ですか。現在の傾向の中で最も破壊的で恐ろしく、ますますひんぱんに見られるのは、生命に敵対する犯罪を個人の自由の正当な表現であると解釈し、その自由をほんものの固有な権利として認め、保護すべきであるという傾向です。(…)人格の侵すことのできない権利をおごそかに宣

言し、生命の価値を公に主張するまさにこの時代に、生命に対する権利そのものが否定され、踏みこじられていきます。特に、誕生と死という存在の最も象徴的な瞬間における生命について、それが当てはまるのです。(18)

このような矛盾の根はどこにあるのですか。人権のおごそかな主張と悲しいことに実際にはそれを否定することとの間に見られる矛盾の根は、個人を絶対的に称揚する自由についての考え方にあります。(…)このような自由は、結局のところ最も強い者の弱者に対する自由になってしまいました。(19) 自由についてこのように考えるようになると、社会生活は根底から悪化します。自我を絶対的な自立として捉えるなら、必ず他人を自分の敵と考えて自分

を守るために他人を否定することになります。(…)こうして、共通の価値とすべての人のための絶対的な真理が忘れられ、社会生活は絶対的な相対主義という身動きのできない状態に陥ってしまうのです。その結果、何をしてもいい、何でも取引できるということになり、基本的な権利の第一である生命に対する権利さえその対象にされてしまいます。(20)

「生命の文化」と「死の文化」との戦いの最も根本的な根を探すなら、現代人が直面する悲劇の中心に迫らなければなりません。すなわち、神と人間についての感覚が失われたという事実です。神が見失われると、人間も見失われてしまいます。(21)

#### 法律と道徳法

先に述べたような基準が民主的に承認された法律に具体化されると、何が起りますか。その場合、「法律」は法律でなくなり、なぜなら、人間の人格の侵しえない尊厳を基礎とせず、最も強い者の意志に従属しているからです。こうして民主主義は根本的に全体主義への道を歩むことになります。(…)私たちは悲しいかな、見せ掛けだけの合法性の中で生き

ているのです。本来なら人間の人格を認め、擁護するはずの民主主義の理想が、その根底から裏切られるのです。(20) 民主主義を道徳性の代替物や不道徳を正当化するための方策にするような神話は受け入れられません。基本的に、民主主義とは一つの制度です。したがって道具ではあっても目的ではありません。その「道徳的」性格は自然に定まるのではなく、(…)それが追求する目的と目的を達するための手段によって決まります。(…)民主主義の価値は、それが具体化し推し進める諸々の価値に応じて、維持されたり、失われたりするので、一人ひとりの人格の尊厳、人間の侵すことも奪うこともできない権利の尊重、さらに「共通善」が政治生活を規制する目的であり基準であると考えるところこそ、確かに根本的で不可欠の価値なのです。(70)

墮胎や安楽死を正当化する法律は、決して良心を拘束しませんが、逆に、そのような法律に対しては、良心的な忌避によって抵抗するという重大な義務が生じます。(73)

墮胎が法律によって認められている国で、カトリック者の国会議員はどうすべきですか。

墮胎を認める法律を避けることも完全に廃止することもできない場合、国会議員は墮胎に反対する自らの態度が明白で周知の事実であるなら、その法律の害を小さくすることを目的とする提案を支持して、文化と公共道徳の面での否定的な結果の減少を目指すことができます。この場合、不当な法律に対して不正な加担をすることにはならず、かえって邪悪な要素を制限するための正当で当然の義務を果たしたことになるからです。(73)

法律は人間の生命を守るための唯一の手段ではないにせよ、ある種のものの考え方や習慣を奨励するために非常に大切な働き、時には決定的な働きをします。(…)しかし悪法を排除するだけでは不十分です。生命を脅かす種々の試みの原因を取り除かなければなりません。中でも家庭と母性を確実に支える必要があります。家庭に関する政策は社会政策の要であり原動力でなければなりません。(90)

教理上の権威

教皇はこの回勅の中でどのような表現を使って生命尊重の教理を述べておられますか。

キリストがペトロとその後継者に与えられた権威を行使し、

カトリック教会の司教たちとの一致のもと、無害の人間の存在を直接的意志的に排除することは、いかなる場合においても重大な不道徳であることを、私は確認します。この教えは一人ひとりの人間が理性の光に照らされて自分の心の中に見出すあの書き記されていない法を根拠にしたもので、聖書が確証し、教会の聖伝が伝達し、通常かつ普遍的の教導職が教えてきた教理です。(57) (後で、墮胎と安楽死についての具体的な宣言が出てきます。)

正当防衛と死刑

人間はどういう時に「無罪のもの」でなくなりませんか。

生命の内在的な価値と少なくとも自分自身を他人と同じように愛する義務が、自分を守る真の権利の基礎です。(…)残念ながら、攻撃してくる人から身を守る必要が時としてその攻撃者を排除する結果に至ることがあります。この場合、死という結果は攻撃した人自らが招いたものと考えるべきです。(55)

死刑は社会の正当防衛であると考えることができませんか。

公的権威は個人と社会の権利が侵された場合、自分の自由の行使が認められる条件として、

犯罪者に犯罪の適切な償いをさせて、それを償わなければなりません。こうして公的権威は公共の秩序と人々の安全を守るという目的をも果たすことができ、犯罪者にも自らを正し、生活を改めるための激励と援助を与えることができます。

これらの目的をすべて達するために罰の基準と質を評価し、注意深く決めなければなりません。絶対に必要でない限り、すなわち他の方法で社会を守ることのできない場合以外には決して犯罪者の排除という極端な手段を取らないようにしなければなりません。しかし、今日、死刑制度がますます適切に運用されるようになった結果、死刑はなくなつたとは言えなくても、稀になつてきました。(56)

犯罪者と攻撃者をも含めて全ての生命を尊重するために最大の配慮がなされるとするならば、「殺してはならない」という掟は無罪の人に関する場合、絶対的な価値をもっています。弱くて無防備の人間に関してはなおさらのことです。(58)

墮胎は二千年前から排斥されている

墮胎禁止に例外はありませんか。

聖書のテキストは自発的な墮胎

胎について述べていないので、墮胎に対する直接的、具体的な有罪宣告はありませんが、母胎内の人間の存在に関する言葉を見ると、当然のことながら「殺してはならない」という掟が墮胎にも当てはまることは明らかです。(…)

この教えは二千年の歴史を通じて教会の教父と牧者、博士たちによって絶えず教えられてきたものです。霊魂注入の正確な時についての科学的哲学的な論議がなされる場合でも、墮胎が道徳的に絶対に認められないという点については、いささかも疑いの生じたことがありません。(61)

このように教理の伝統と教会の規律が一致しているという事実があればこそ、パウロ六世教皇はこの教えが変わっていないこと、不変であることを宣言できたのです。そこで、世界中散在しているが、この教えについては全員が一致しており、(…)またはしばしば墮胎を排斥してきたすべての司教との交わりのうちに、私はキリストがペトロとその後継者に与えられた権威を行使して、直接の墮胎、すなわち目的あるいは手段としてなされた墮胎は、罪のない人間の存在を意図的に排除するものであるゆえ、常に重大な道徳

胎児の尊重

的不秩序であると宣言します。この教えは自然法と書き記された神のお言葉を根拠にしており、教会の伝統が伝達し、通常の普遍的な教導職が教えてきたものです。(62)

しかし、墮胎の重大さに関する意識は大勢の人の良心において徐々に弱まってきました。

精神的にも、習慣的にも、法律の面からも、墮胎を容認する傾向があるという事実は、道徳観が大きな危機に直面していることの明らかなるしです。人々はいよいよ善悪の区別がつかなくなつており、それは生命の根本的な権利が問題になつている時にさえ見られる傾向です。このように重大な状況を前に、真理を真正面から見詰め、物事をそれら本来の名前で呼ぶ勇気をもたなければなりません。(…)特に墮胎の場合、世論は「妊娠中絶」という言い方のように、墮胎本来の性格を隠したり、重大さを弱めるような曖昧な表現を広く使っています。恐らくこのような言葉の上の現象そのものが人々の良心の悪い状態を示す兆候なのでしょう。しかし、どのような言葉を使っても物事の本当の姿を変えることはできません。積極的な墮胎とは妊娠から誕生の間において初期的存在の状態

にある人間の存在を意識的に、また直接的に排除することです。(58)

胎児は人間ですか。

卵子が受精した瞬間から父親や母親のそれは異なる一つの新しい生命が始まります。それは、自分自身の成長を遂げるも一人の人間の生命なのです。受精の瞬間にすでに人間でないならば、その後も決して人間にはなり得ないでしょう。この不変かつ明白な事実は、現代遺伝学の成果によって裏付けられています。(59)

非常に重要なことから、非常に重要なことから、一人の人間であるという可能性があるだけども、人間の胎児を排除するような介入は何としても禁止されなければなりません。(60) 教会が常に教え、今も教え続けているように、人間の生殖の結果(つまり妊娠の結果)に対しては、体と靈魂の一致した全体としての人間に道徳的に見て当然与えられるべき無条件の尊敬を、その存在の最初の瞬間から払わなければなりません。人間の生命は受胎(受精)の瞬間から

回勅の最後に付された祈り

新しい世界の曙、生けとし生けるもの母なるマリアよ、御身に生命のもとをお任せいたします。

御母よ、誕生を妨げられているまことに大勢の子供たち、生きることを困難にされている大勢の貧しい人々、非人間的な暴力の犠牲になっている大勢の男女、無関心や偽の慈悲心の犠牲となって死に赴く大勢の高齢者や病者をごらんください。

御子を信じる人々が、現代の人々に確信と愛をもって生命の福音を告げることができるよう、お助けください。

人々が、新しい賜として生命の福音を受けとめる恩寵と、生涯を通じて感謝の心でそれを祝う喜び、そして絶えず熱心にその証人となる勇気をお与えください。

彼らが善意の人々と共に真理と愛の文明を築き、生命を愛する神なる創造主を称え、光栄を帰することができますように。

ら人格(ペルソナ)として尊重され、扱われなければならないのです。(60)

困難な状況に置かれた母性

困難な状況に置かれてやむなく随胎をする母親については、どう考えるべきですか。

妊娠の美りを排除する決心が

に正当化され得ません。(58) このような状況の時には、それ自体が道徳的悪である行為を選択しても、そうする人の主観的な責任とそれに伴う罪がかなり軽くなる可能性があります。

(18)

随胎を行った母親に対して教皇

わりません。しかし、落胆にとられて希望を失わないでください。それよりも、生じたことを理解し、正しく解釈してください。まだそうしていないようなら、謙遜に、信頼の心で痛悔してください。あらゆる慈みの御父は和解の秘跡を通してあなたがたを赦し、平安を与えてくださいます。

全てが決定的に駄目になったのではなく、今は主と共に生きるあなたがたの子に赦しを願うことができることに気づくでしょう。友人と専門家の助けと勧めを受け入れれば、すべての人の生きる権利を弁護する人々の仲間になることができます。(99)

は何を言っておられますか。

多くの状況や条件が重なって皆さんがそのような決定をされたことを教会は承知しています。多くの場合、痛ましく悲劇的な決定であったことも疑いませぬ。きっと、皆さん方の心の傷はいまだに癒されていないでしょう。起こったことが非常に重大な悪であり、その事実は変

胎児(受精卵と胚芽を含む)を

使った実験

時には医学の進歩のために行われる人間の胚芽を使った実験をどう評価すべきですか。

人間の胚芽に対する最近の種々の実験は、たとえそれ自体

正当な目的があつても必ず胚芽を破壊することになるので、随胎に対するのと同じ評価を適用しなければなりません。(61) 人間の胚芽や胎児の有する人間としての尊厳は、すでに誕生した子供や全ての人間の尊厳と同じですから、それらを実験の対象にすることは犯罪です。

時には医学的な目的のために試験管内の受精によって造られる場合を含めて、人間の胚芽と生存中の胎児を使う方法は、それが生物学的材料として使用される時も、ある種の病気を治療する目的の移植に使われる代替器官あるいは組織として使用される時も、随胎に対するのと同じ道徳的有罪宣言が適用されます。害のない人間を排除することは、たとえそれが他の者にとって利益になるとしても、絶対に認められない行為であることは確かです。(63)

安楽死、偽りの慈悲

安楽死は愛の行為であり、無用な苦しみを避けるために助けることであると考える人がいます

安楽死の道徳性を正確に判断するには、まず安楽死とは何かを明白に定義しなければなりません。真の固有な意味での安楽死とは、苦しみを除去する目的

# 不変の教え

でなされ、その性質と意向から見て死の原因になる行為あるいは省略(不作為)のことです。(…)

ここで言う安楽死は、病人の実情に合わないある種の医学的な介入、不必要な過度の医療措置を放棄する決心とは異なるものです。(…) 治癒し治癒させる道徳的な義務があるのは確かですが、この義務は具体的な状況にしたがって評価されなければなりません。すなわち、使用できる医学的な治療法が客観的に見て治療効果に見合ったものであるかどうかを検討しなければなりません。非常特別あるいは特殊な手段を放棄しても自殺や安楽死にはなりません。この場合、死を前にした人間の状態を受容するということになるからです。(…)

これらの区別を前提とし、私の前任者およびカトリック教会の司教と一致して、私は安楽死が神法を犯す重大な行為であることを確認します。(65) 安楽死は、苦しむ人の存在を利己主義的に思いのままにするというような動機からでないにしても、偽りの慈悲心、いやそれ以上に危惧の念を起させるに充分な慈悲心の歪曲であると考えられなければなりません。本当の同情があれば他人の苦し

みを分かち合うはずであり、耐えがたい苦しみと忍ぶ人を排除するはずがありません。(66)

## 生命を守るための大作戦

現状にもかかわらず、教皇は「生命の文化」が勝利を得るといふ希望をもっておられるのでしょうか。

社会と文化の中にこの勝利を期待させるようなしるしが見られます。(…) 生命を脅かすも

## 生命の主はただ神おひとり



★ 主のお告げの祝日である三月二五日付けで、回勅「生命の福音」が公布されました。この回勅は、広く司教方に意見を求め、自然と超自然の両次元から考え抜かれた生命についての黙想、生命の神である主への感謝を交えた黙想です。

「生命の福音」を世に宣言し、生命という根本的な善に惜しみなく仕えるために、キリスト信者と全ての善意の人々に対して力強く訴えかけています。このデリケートな分野では、憂慮すべき矛盾が続出しています。一方では、希望のさざしも見えます。国家間の緊張状態を

のを告発すると同時に前向きに示るしを指摘しないなら、実りのない落胆に導く偏ったイメージを与えてしまいます。(…) 不幸なことに、これら肯定的なしるしはしばしば表明できない、また認められない状況に置かれています。恐らくマスメディアから充分な注目を払わないからでしょう。(26) 生命の擁護と奨励は特定の人々の独占ではなく、全ての人々の

義務であり責任です。

紀元2千年代を迎える今、私たちが挑戦すべき事柄は大変困難なものです。生命の価値を信じるすべての人の一致した協力が実現して始めて、文化の敗退とその予想しがたい結果を避けることができるのです。(91)

生命擁護のための大作戦を実行するため、緊急に人々の良心と共通の倫理的な努力を総動員しなければなりません。皆が一

死の要求など、「生命の文化」の敗北のしるしなのです。

★ このような状況を前に、教会は声を上げずにいられません。人命は人間の尊厳そのものに根ざす根本的な価値なのです。そして人間とは、この世の他の何物とも違う肉体と精神を備えた存在であり、知性と自由を持ち、超自然の不滅の命に招かれた唯一の存在です。このことはどのような身体的・人種的・社会的・経済的・文化的状況にあつても全ての人、全ての男性と女性に当てはまります。人生のどんな段階にも当てはまるのです。すでに生まれた人にも、まだ母の胎内にいる者にも、健康な人にも障害を持つ人にも病人にも、若者にも老人にも当てはまります。人の命は「聖なるもの」で、神だけがそ

の主人なのです。生命への畏敬が損なわれれば、人間社会と健全な民主主義、そして真の平和の基盤が揺らいでしまいます。★ 回勅の発布をお告げの祝日に選んだのは、生命というテーマに関連したいへん意義深いものがあるからです。お告げを受けた処女マリアは、神の母となることを快諾しました。聖母の「はい」は、みごもった生命に対する全ての母親の「はい」の、最もすばらしい模範です。

丸となって新しい生命の文化を築かなければならないのです。(95) 生命の福音は信者だけのものではなく、全ての人のためです。生命とその擁護および奨励促進はキリスト者だけの特権ではないのです。(101) 一九九五年三月二五日 ヨハネ・パウロ二世教皇 (Apostolic Letter, 九五年四月五日より) 生命の造り主の御母マリア、生けるものの母である方、生命というすぐれた賜を大切に守ることができるよう、全人類をお助けください。家庭が生命を受け入れ、尊重し、愛することのできる聖なる場となるよう、祝福をお与えください。

「教皇様の声」ヨハネ・パウロ二世教皇の説教 書簡、講話等を解説なしにそのまま伝える月刊紙 毎月十日発行 定価 一部八十円 送料実費 一年予約九百円 送料七百円 干部以上の一括購入なら送料不要

郵便振替 01130-8-72393